

TOKYO働き方改革宣言

全社員が活躍できる会社を目指し、働き方改革に全社的に取り組みます。

令和2年4月16日
サポート行政書士法人

目 標

働き方の改善

時間外労働一人当たり月平均10時間以下(役職者は20時間以下)を目指します。

休み方の改善

全社員がライフワークバランスを実現できるように、年次有給休暇取得率40%、年間7日以上 of 年次有給休暇の取得を目指します。

取 組 内 容

働き方の改善

- ・定期的に社内意識アンケートを行い、現状把握を行い、その結果を社内に周知し「見える化」します。
- ・社内に向けて研修を実施します。
- ・相談窓口を設置し、社員の不安や問題に対する対策を行います。

休み方の改善

直近に付与された有給日数の消化率が満たない社員に対し、本人及び上司に対して呼びかけ、改善の必要性を認識してもらいます。併せて、部署毎の有給取得状況について社内に公表します。また、管理職に対してライフワークバランスの講習を行い、部署内で浸透するよう第三者が管理します。